


# 施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01204	住所(所在地)	松阪市与原町1015番地1					
		施設名称	堀坂山の家(本館)							
		根拠条例	松阪市堀坂山の家条例		設置年度	昭和29年度				
		担当部署	教育委員会事務局 いきが学習課		財産区分	12 公共用財産				
設置目的	堀坂山の家は、昭和52年に廃校となった与原小学校跡の施設利用として改築(建築は昭和30年)を行い、昭和54年(1979)年5月1日から青少年を中心とした宿泊型の研修施設として運営を開始し、現在に至っているが、施設の老朽化とともに、耐震性の問題もあり、平成23年度末をもって青少年宿泊施設としての機能を閉じております。									
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	グラウンド兼駐車場		
	土地	敷地面積	2605.61 m <sup>2</sup>	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	本館			構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上1階・地下0階			
		用途	研修所		建築年月日	昭和30年 1月 1日		建物取得費	不明	
		延床面積	462.14 m <sup>2</sup>		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	平成17年10月			耐震補強(実施年月)	未実施			
	万歴大円・規模以上画改修(3等)の履	実施年度	対象建物			改修内容			費用(税込)	
	リスク・高機能化対応度									
	管理・運営上の問題点	「堀坂山の家」につきましては、昭和54から青少年を中心とした宿泊型の研修施設として運営を開始してまいりましたが、施設の老朽化とともに、耐震性の問題、平成17年度に耐震診断を実施した結果におきまして低い結果(倒壊する可能性が高い)等の理由によりまして、平成23年度をもちまして、青少年の宿泊施設として廃止になっております。現在は、「堀坂山の家管理運営事業費」として必要最小限の施設維持管理費として計上(422千円)しております。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	「教育委員会としましては、自治会には、地元との調整の結果、地元の意向が、(宇気郷地区全体として)「山の家」の利用(活用)をしないのであれば、「山の家」の解体を計画するか無償譲渡かということを見解として示しております。一方で、地元自治会から防災施設を望む声があり、山の家は、風水害の一時避難所になっておまして、災害時の避難場所を考えると該当場所が無くなると困るといった問題もあり、解体以外の方法についても含めて、地元等と調整をとりながら対応していく必要があると思われまます。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間				休館日				運営形態	直営
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	役務費					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					0					
④合計(①+②)-③					296,840 円					
					市民一人あたりのコスト					
					1.77 円					
④ 施設の状態	利用内容	単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)				
			H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)			
	利用者数(年間利用者数)	人	—	—	—	—	—			
	類似機能を有する公共施設	なし	近隣にある公共施設			なし				
特記事項	本来、教育委員会が、堀坂山の家を青少年宿泊施設として廃止するにあたり、条例等の廃止手続きを行う必要がありますが、条例廃止を行ったならば用途廃止を行うのが妥当であるので、条例廃止だけで方針が未定のまま放置しておくのはできない。今後の方針が決まっていない中、(地元との協議調整中)条例・規則等を廃止せず、方向性が決定した時点で、適切な手続きを行いたいと考えております。【避難所指定:有】									

